

第2部 事業概要

I 令和6(2024)年度における主要事業

1 家庭ごみ収集事業

(1) 家庭ごみの戸別収集(資源・ごみの収集日と回数)

曜日	収集	1 富・柴・錦・羽	2 高・曙・栄	3 若・幸・柏	4 緑・泉・砂・上・一・西
月	毎週	燃やせるごみ		容器包装プラスチック	
火	毎週	容器包装プラスチック		燃やせるごみ	
水	毎週	びん、有害ごみ、せん定枝、スプレー缶			
	隔週	雑誌・本・雑がみ、牛乳等紙パック、燃やせないごみ、製品プラスチック			
木	毎週	燃やせるごみ		ペットボトル	
	隔週	缶、新聞・折込チラシ		段ボール・茶色紙、古布	
金	毎週	ペットボトル		燃やせるごみ	
	隔週	段ボール・茶色紙、古布		缶、新聞・折込チラシ	

※令和7年1月より容器包装プラスチック及び製品プラスチックを、「プラスチック」として週1回収集

(2) 指定収集袋制度

平成25(2013)年11月から、当市は家庭ごみ有料・戸別収集を実施しています。

① 対象品目

家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の二種類に限定して、指定収集袋制度による有料収集を実施しています。

ごみ処理の際に環境負荷が大きいものを有料化の対象にすることにより、「ごみの排出量を減らす」あるいは「排出物を再使用、資源化する」という行動を促すとともに、再利用可能な資源ごみを有料化の対象から外して無料にすることで、より一層のごみの減量やリサイクルの推進を目指しています。

② 指定収集袋の取り扱い等委託契約

製造、在庫管理、取扱店舗等からの注文の受付及び配送業務を一括して、業務委託しています。委託料については、当該事業者が取扱店等に配送した枚数に応じて支払う単価契約となっています。

③ 指定収集袋の交付単価

市民に過度な負担とならず、一方でごみの減量の動機付けとなる手数料に設定しています。具体的には、多摩地域における他自治体のごみ処理手数料と同程度(1リットル当たり2円)で、袋の大きさに応じて手数料を設定しています。

④ ばら売り、切り離しセット販売試行実施

ばら売り販売は令和2(2020)年12月から本格実施し、令和7(2025)年3月31日現在:22店舗で扱っています。

【多摩地域家庭ごみ有料・戸別収集 実施自治体一覧】出典：多摩地域ごみ実態調査(令和6年度統計)より

実施順	市町村	実施時期	袋方式・内容				収集方式
			5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	
1	青梅	H10.10.1	(可燃)7円/枚 (不燃)6円/枚	(可燃)15円/枚 (不燃)12円/枚 (プラ)7円/枚	(可燃)30円/枚 (不燃)24円/枚 (プラ)15円/枚	(可燃)60円/枚 (不燃)48円/枚 (プラ)30円/枚	戸別・ステーション
2	日野	H12.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
3	清瀬	H13.6.1	(可燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
4	昭島	H14.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
5	福生	H14.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
6	東村山	H14.10.1	(可・不燃)9円/枚 (プラ)3.8円/枚	(可・不燃)18円/枚 (プラ)7.5円/枚	(可・不燃)36円/枚 (プラ)15円/枚	(可・不燃)72円/枚 (プラ)30円/枚	戸別
7	羽村	H14.10.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
8	調布	H16.4.1	8.4円/枚	27.3円/枚(15ℓ)	55.6円/枚(30ℓ)	84円/枚(45ℓ)	戸別
9	あきる野	H16.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚(20ℓ) 45円/枚(30ℓ)	60円/枚 (可燃のみ)	戸別
10	八王子	H16.10.1	9円/枚	18円/枚	37円/枚	75円/枚	戸別
11	武蔵野	H16.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
12	稲城	H16.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
13	瑞穂	H16.10.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
14	小金井	H17.8.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
15	町田	H17.10.1	8円/枚	16円/枚	(可・不燃)32円/枚 (プラ)16円/枚	(可・不燃)64円/枚 (プラ)32円/枚	戸別・ステーション
16	狛江	H17.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
17	西東京	H20.1.1	(可・不燃)7.5円/枚	(可・不燃)15円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)30円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)60円/枚 (プラ)20円/枚	戸別
18	多摩	H20.4.1	(可・不燃)7円/枚	(可・不燃)15円/枚	(可・不燃)30円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)60円/枚 (プラ)20円/枚	戸別
19	三鷹	H21.10.1	9円/枚	18円/枚	37円/枚	75円/枚	戸別
20	府中	H22.2.2	(可・不燃)10円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
21	国分寺	H25.6.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
22	立川	H25.11.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
23	奥多摩	H26.1.1		15円/枚	30円/枚 45円/枚(30ℓ)	67円/枚(45ℓ)	ステーション
24	日の出	H26.4.1		15円/枚	45円/枚(30ℓ)	67円/枚(45ℓ)	戸別
25	東大和	H26.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
26	国立	H29.9.1	(可・不燃)10円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	ステーション
27	東久留米	H29.10.1	(可)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
28	小平	H31.4.1	(可・不燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
29	武蔵村山	R4.10.1	(可・不燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別

(3) 資源とごみの収集カレンダーの全戸配布・ごみ分別アプリの配信

分別方法・収集日の周知徹底を図るため、資源とごみの収集カレンダーの全戸配布及び資源とごみの分別ハンドブックの配布を行っています。

更にごみ分別アプリを配信することにより、業務の効率化や印刷物の量を減らすことによるコスト削減を図っています。

(4) 指定収集袋減免制度

家庭ごみ有料化に伴い、規則に定める要件を満たす世帯に対して、申請に基づき、年間一定枚数の指定収集袋を交付しています。

(5) ボランティア袋制度

一定の審査を受け登録した方に、ボランティア袋を無償交付することで、道路・公園などの公共空間を清掃した際に出るごみについて、指定収集袋を使用せずに排出できるようにしています。

【ボランティア袋制度の概要】

対象	個人・団体
登録条件	・清掃場所が道路や公園などの公共空間に限定されていること ・排出場所が家庭ごみの排出場所と原則同一であること
交付要件	・登録審査後に交付可能であるとの認定を受けた登録証を提示する
交付上限枚数	個人：40枚以内 団体：200枚以内 (燃やせるごみ・燃やせないごみ等合計)

(6) ごみ出し支援事業

戸別収集実施と同時にできた事業で、集合住宅にお住まいでごみ出しが困難な世帯を対象に、ごみ出し支援事業(粗大ごみ除く)を、(公社)立川市シルバー人材センターに委託しています。支援内容は下記の通りですが、希望があれば、あわせて声掛けなどで安否確認も行っています。

【ごみ出し支援の内容】

要件	次のいずれかの要件を満たす方が対象です ・介護保険の要介護認定を受け、区分が要介護度3以上 ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている ・精神障害者手帳1級の交付を受けている ・上記世帯に準ずると市長が認める
排出時間	平日午前6時半まで
排出場所	自室(ドア)前
排出方法	適正に分別したうえで、紙類以外のごみは袋で出し、「しえん」マークを記入する
意思表示	ごみ等を出さない日は「本日ごみはありません」のカードを提示
利用世帯数	41世帯
その他	作業員は出されたごみ等を収集開始前までに本来の排出場所へ運ぶ

(7) ごみ出しサポートシール事業

集合住宅または戸建のごみ出しが困難な世帯を対象に、ケアマネジャー/ヘルパー/別居の家族/などからも申請を受け付けます。対象世帯はごみ排出場所に専用容器を用意し、あらかじめ家庭ごみを曜日順に入れておくと収集日に、対象のごみが収集されるという制度です。

(8) 地域ごみ等特別収集

地域活動による祭事ごみ、ボランティアごみ、道路課ロードサポーター事業による道路上のごみ、火災による罹災ごみなどの収集・運搬業務を実施しました。

令和6(2024)年度のごみの回収日数は53日、総量は23,550kgでした。

(9) 動物死体収集

快適な生活環境を確保するため、道路上等の動物死体を収集しています。

飼主がない場合は無料、飼主がいる場合は収集一体につき4,000円、持込一体につき3,000円の手数料を徴収しています。

(10) 資源物持ち去り防止パトロール

市では、ごみの排出場所に出された資源物を持ち去る行為に対して、罰則規定を盛り込んだ条例を設け、パトロールを行っています。令和6(2024)年度は、これらの行為に関する5件の目撃情報が市民から寄せられ、パトロールを実施しました。

(11) 市有集積所跡地の処分

家庭ごみの戸別収集・有料化により、ごみ集積所を使用しなくなったことから、市が所有しているものについて、環境資源循環部での管理は終了しました。

これらのうち、市が管理する公園に隣接する場所については、産業まちづくり部に移管し、行政財産としての利用を継続しています。

また、その他の跡地については市長公室へ移管後、平成26(2014)年11月より売却を行っており、令和6(2024)年度は6件、延べ193件の売却が完了しています。

2 粗大ごみ収集事業

(1) 粗大ごみ収集

昭和53(1978)年度に開始した事業で、平成12(2000)年度には、粗大ごみの減量を目的にポイント制の有料化(粗大ごみ処理券)を開始しました。また、粗大ごみ受付センターの専用電話により、一般家庭から排出される粗大ごみを戸別かつ速やかに受付・収集しています。

令和2(2020)年10月には、市民の利便性を向上させた粗大ごみインターネット受付を開始、更に令和7(2025)年1月からは、手数料のインターネット電子決済を開始しました。令和7(2025)年3月31日現在の粗大ごみ処理券取扱店・施設数は60ヶ所です。

(2) 粗大ごみの減免制度

制度の要件を満たす方に対して、申請に基づき粗大ごみ処理手数料を減免しています。

3 事業系一般廃棄物専用指定袋収集事業

1日平均のごみ排出量が10kg未満の事業者は、専用指定袋収集運搬業者から3種類の専用指定袋(燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック・ビニール・ペットボトル)と紙資源処理券(紙資源)を購入して排出しています。

1日平均のごみ排出量が10kg以上の事業者は、一般廃棄物収集運搬業許可業者と個別に契約して排出しています。

4 不燃物処理事業

(1) 紙・布類の資源化

資源再生業者に引き渡し、5,406トンが資源として再利用されました。

(2) 容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化

不適物を取り除いた容器包装プラスチック2,304トンと、ペットボトル700トンは、(公財)日本容器包装リサイクル協会により再生利用されました。また、その他のプラスチックやペットボトルについては、本市独自のルートにより、79トンを資源再生業者に引き渡しました。

なお、容器包装プラスチックへの異物混入を取り除くため、選別ラインを二重化し、作業員の手選別により容器包装プラスチックとその他プラスチックに分けています。

(3) 空き缶・空きびんの資源化

空き缶は、磁選機やアルミ選別機により、スチール缶とアルミ缶に選別のうえ、BOX型(それぞれ約30kgと約8kgの重量)にプレスされた421トンが、資源再生業者にて再生利用されました。空きびん類は、繰り返し使用できる「生きびん」を抜き取り、種類ごとに資源再生業者にて再生利用されました。

「生きびん」以外は、作業員が専用ラインで色別に手選別のうえ、破碎して再生利用する「ワンウェイびん」として(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡しました。

令和6(2024)年度は、「生きびん」51トンが再利用、「ワンウェイびん」1,067トンが再生利用されました。

(4) 行政による小型家電の資源化

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の施行(平成26(2014)年4月)を機に、市では使用済小型家電の再資源化を推進するため、平26(2014)年7月から市役所本庁舎、子ども未来センター、総合リサイクルセンター、令和5(2023)年3月からクリーンセンターに使用済小型家電の回収ボックスを設置しています。

対象品目は以下9つで、ボックスの投入口(300×150mm)から投入できることが条件です。

- | |
|--|
| 1.携帯電話・スマートフォン・タブレット 2.電子辞書 3.カーナビ
4.デジタルカメラ 5.ポータブルビデオカメラ 6.携帯音楽プレイヤー
7.携帯CD・MDプレイヤー 8.ゲーム機 9.ACアダプター等のコード類 |
|--|

回収ボックスおよび総合リサイクルセンター内での選別作業により、令和6(2024)年度は78トンを再資源化しました。

平成29(2017)年9月からは市施設6か所に携帯電話専用回収ボックスも設置しており、令和6(2024)年度は181台(20.4kg)の携帯電話を回収・再資源化しました。

これら回収されたリサイクル金属は、東京都の「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」として、令和3(2021)年度開催の東京オリンピック等に使用するメダルの材料にもなっています。

(5) 民間活力を利用したパソコン・小型家電の資源化

本市は環境省認定事業者(注)と、平成27(2015)年2月に協定を締結し、多摩地域自治体では初めて、宅配便を活用した小型家電回収サービスを開始しました。

対象品目はパソコンを中心に携帯電話やデジカメ、ゲーム機など400品目以上の小型家電です。1箱(3辺合計140cm以内、重さ20キロ以内)に、いくつ詰めても1,848円(税込)で、ホームページから申し込み回収されるシステムです。

(注:リネットジャパンリサイクル(株)0570-085-800)

パソコン本体を含む回収なら1箱目が無料となるサービスや、また、ファックスによる申請にも対応することで、利便性・利用の機会が広がり、資源化率の向上が期待されます。

令和6(2024)年度は、パソコン1,978台(8,872kg)、携帯電話574台(65kg)、その他小型家電(6,011kg)を市内から回収・再資源化しました。

5 ごみ減量・資源化に向けた市の取組

(1) 生ごみ分別・資源化事業

家庭から排出される生ごみの分別・資源化の検証を行うため、大山自治会の協力を得て、平成26(2014)年8月から「生ごみ分別・資源化事業」に取り組んでいます。

実施地区	大山団地(都営上砂町1丁目アパート)1~26号棟
対象世帯	世帯 協力率 53.2% 令和6(2024)年度3月時点
事業期間	平成26(2014)年8月~
収集日	毎週火曜日と金曜日(年末年始を除く)
収集方法	協力世帯にバケツを配布し、収集日に燃やせるごみと分けて保管した生ごみを専用リサイクルカートの中に投入
資源化の方法	民間の処理施設で前処理された後、せん定枝資源化事業で集められたせん定枝と混ぜ合わせ、たい肥の素に資源化

収集している生ごみは月平均にして1,720kgもの量です。協力世帯の皆さまが高い意識で、ごみ減量・資源化に向け生ごみの分別に取り組んでいただいている結果と考えています。

【グループ制モデル事業】

大山自治会での生ごみ分別・資源化事業の拡大を図るものとして、令和6(2024)年10月から「生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業」を実施しています。

協力世帯	6グループ 28世帯 令和6(2024)年度3月時点
事業期間	令和6(2024)年10月~令和9(2027)年3月
収集日	毎週金曜日(年末年始を除く)
収集方法	燃やせるごみと分けて保管した生ごみを、協力世帯に配布したバケツに入れ収集日に各グループの代表者宅の前に置く

【たい肥の活用】

たい肥化された資源は、大山団地内の花壇や自治会会員へ配布しています。

平成28(2016)年度からは、小中学校及び保育園に配布し、野菜や花づくり、環境学習の場で活用されており令和6(2024)年度は、市内小学校3校にたい肥を配布しました。

(2) 事業系ごみ関連

① 排出事業者への訪問指導

事業系ごみの減量を促進するため、排出事業者へ直接訪問し、排出方法や分別状況、処理方法等を確認しながら、指導・助言を行っています。令和6(2024)年度は、所有者に提出義務がある事業用大規模建築物の廃棄物減量及び再利用計画書で排出量が多いと見込んだ4事業者と、事業系ごみ収集運搬業許可業者からの要請や通報等による37事業者を訪問指導しました。

② ごみ処理優良事業所認定制度

ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる事業所を「ごみ処理優良事業所」として認定しています。

令和6(2024)年度は28の事業所を認定し、事業系ごみの減量とリサイクルに対する理解を広めていきました。

【立川市ごみ処理優良事業所 28事業所】(令和6(2024)年度)

株式会社三越伊勢丹 伊勢丹立川店	株式会社加藤製作所立川事業所
株式会社いなげやブルーミングブルーミーららぽーと立川立飛店	サンシティ立川昭和記念公園
株式会社いなげや 立川栄町店	中村建設株式会社
株式会社いなげや 立川幸店	SOMPO システムズ株式会社
キヤノンマーケティングジャパン株式会社 立川営業所	多摩信用金庫本店
株式会社 JR 東日本クロスステーションデベロップメントカンパニー営業部立川店(エキュート立川)	多摩信用金庫富士見町支店
ジェイアール東日本商業開発株式会社	多摩信用金庫栄町支店
東京都市町村職員共済組合(ホテル日航立川東京)	多摩信用金庫錦町支店
東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社	多摩信用金庫南口支店
富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社東京第三支社(コアシティ立川)	多摩信用金庫砂川支店
富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社東京第三支社(新立川拠点)	多摩信用金庫幸町支店
株式会社立飛ホスピタリティマネジメント(SORANO HOTEL)	多摩信用金庫東立川支店
株式会社立飛ストラテジーラボ(GREENSPRINGS)	三菱食品株式会社 立川 SDC
一般社団法人立飛教育文化振興会(TACHIKAWA STAGE GARDEN)	ららぽーと立川立飛

③ 「食品ロス削減」を幅広く啓発するための3つの取組

【立川市食べきり協力店によるたちかわ食べきりキャンペーンの実施】

平成28(2016)年12月から小盛りメニューの導入や持ち帰り希望者への対応等、食べ残しを減らす取組を行う店舗を募集し、「立川市食べきり協力店」として、令和6(2024)年度末で79店舗登録されています。12月から1月の2か月間、参加した登録店舗において、啓発用のポスターの掲示や、食べ切った方へ市が用意した粗品を渡すなど、「たちかわ食べきりキャンペーン」を実施しました。

【てまえどりポップによる食品ロス削減キャンペーンの実施】

販売期限が迫った商品を率先して選んでいただくように、「すぐに食べるなら手前からとってね」

と表示したポップを市が作成し、本キャンペーンに応募された主にコンビニエンスストアを中心に、小売店の商品棚に掲示していただく取組を、6月の環境月間と10月の食品ロス削減月間に合わせて実施しました。

【フードシェアリングサービスおたすけタバスケ立川の導入】

Webサイト上で、市内のお店が食品ロスになりそうな商品を割引価格で出品し、利用者が閲覧・購入予約できるフードシェアリング(マッチング)サービスを令和6(2024)年10月に導入しました。令和6(2024)年度末において、利用者(ユーザー)数2,310名、登録店舗数14店、取引成立量(食品ロス削減量)は400kgでした。

(3) ごみ減量協力員制度

ごみ減量協力員とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における、廃棄物減量等推進員活動に基づく廃棄物の減量への施策協力等を委嘱する制度です。

活動内容は①地域住民への啓発活動②地域の現状報告(協力員レポート提出)③地域におけるリサイクル推進活動への協力などです。令和6(2024)年度の協力員数は26人でした。

(4) マイバッグ推奨運動の実施

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで、市内の商店街・商店会・小売店舗・コンビニエンスストア等の協力で「マイバッグ推奨運動」を実施しました。また強化月間として10月1日から31日に、協力店においてポスター等を掲出し、買い物の際のマイバッグ持参レジ袋の削減・簡易包装についての協力を呼びかけました。

(5) 啓発文書の投函

①戸建住宅向け

燃やせるごみ・プラスチックの収集日に排出されたごみ袋等について、カラス等に荒らされ、内容物が散乱するケースがあります。このため排出者に対して「ネットをかける、蓋付きのポリバケツを用意」などの対策をお願いする啓発文書を投函しています。

また、びん及び缶を袋で排出する者に対して「かごを用意のうえ排出」をお願いする啓発文書を投函しています。

②集合住宅向け

次の事項について、該当すると思われる居住者に対し、以下の啓発文書を投函しています。

- ・「燃やせるごみや燃やせないごみを、指定収集袋を使用せず排出している方」
- ・「プラスチックやペットボトル等の資源ごみを、家庭ごみ用の指定収集袋で排出している方」
- ・「集合住宅敷地にある、所定の専用排出場所以外の所にごみ等を排出している方」

(6) 不法投棄が多い集合住宅への啓発・指導

不法投棄の苦情が近隣から寄せられた集合住宅や、不法投棄で困っている集合住宅のオーナー・管理会社に対し、不法投棄禁止看板の設置や排出場所の移動などの啓発や分別の徹底及び清掃の強化などの指導を行っています。令和6(2024)年度は、所有者への訪問、文書送付等を8件74戸へ啓発・指導を行いました。

(7) 燃やせるごみの組成分析

第2次一般廃棄物処理基本計画の策定に係るごみ減量及び資源化に向けた方策の検討に資することを目的に、収集されてきた家庭ごみ、事業系ごみの燃やせるごみ袋の中の生ごみや資源ごみの状況を毎年調査しています。令和6(2024)年度は、燃やせないごみ袋とプラスチック類袋の組成分析調査も行い、10日間実施しました。

(8) 一般廃棄物処理基本計画改定

令和2(2020)年度より、一般廃棄物処理基本計画における後期目標期間が開始され、前期と同様にごみ市民委員会を開催し各種施策の達成状況についての検証を行いました。

6 市民活動に対する支援・補助

(1) 資源再生利用補助金制度

ごみの減量と自主的なリサイクルを推進するため、営利を目的としない市民の集団回収活動団体より資源回収業者に直接引き渡した資源物(紙・布・びん・缶等)の量に応じて、補助金を交付しその活動を支援するもので、令和6(2024)年度は1,944トン回収されており164団体へ20,359,327円の補助金を交付しました。この回収量は市全体の総資源化量の11%を占めています。

(2) 生ごみ処理機器等購入費補助金事業

① 生ごみ堆肥化容器購入費補助

燃やせるごみの減量対策の一環として、平成2(1990)年度より、生ごみ堆肥化容器を購入した市民に補助金を交付しています。補助金額は本体価格の2分の1(上限:3,000円、但し、付属品や送料等の経費は補助対象外)で、1世帯につき2基まで申請できます。令和6(2024)年度は9基の申請があり、25,920円を交付しました。

② 生ごみ処理機器購入費補助

ごみ減量意識の向上と生ごみ減量を目的に、平成21(2009)年度より、生ごみ処理機器購入費補助金の交付を開始しました。補助金額は、本体価格の2分の1(上限:25,000円で付属品の費用や送料など本体以外の経費を除く)で、1世帯につき1機まで申請できます。補助の対象となる機器は微生物分解方式または乾燥方式のもので、ディスポーザーは対象外です。令和6(2024)年度は90機の申請があり、1,863,170円を交付しました。

(3) 集合住宅向け補助

平成25(2013)年10月から、敷地内に専用排出場所を設けている集合住宅の管理会社や管理組合、物件所有者に対し、鳥害対策として防鳥ネットを貸し出しています。構造は、筒型・上部は口紐による開閉式で、下部にスチールチェーンのおもりが付いており、大小2サイズ(大は40ℓ袋10~12個分用、小は40ℓ袋5~6個分用)です。令和6(2024)年度は51件の申請があり、大サイズ70枚・小サイズ26枚を貸し出しました。

7 説明会・イベントなど啓発に関すること

(1) ごみ減量地域説明・意見交換会・臨時相談窓口

市民や事業者とともに、燃やせるごみの50%減量を目指すため平成21(2009)年9月よ

り、「ごみ減量地域説明・意見交換会」を開催しています。

市民への説明には、概ね5人以上の市民や事業者を対象として、プロジェクターなどの映像機器を交えながら、ごみの現状や減量についてお話しします。

令和6(2024)年度の「臨時相談窓口」は、子ども未来センターと福祉会館4館で開催し計246名から相談を受けました。

(2) 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機器の展示

生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機器には様々な機種があり、市民が比較検討の機会が少ないことが実情です。そこで、代表的な機種を数点購入・借用し、市内で行うイベント(臨時相談窓口など)で展示するとともに、購入費補助制度の利用を検討している市民をはじめ、来場した方々に対し各機種の特徴や利用方法について説明を行っています。

(3) たちかわ楽市への出展

毎年開催されるたちかわ楽市の出展ブースにおいて、ごみ減量に関する分別・リサイクル・食品ロスに関する展示のほか、生ごみの水切り実演や水切りグッズの配布、ごみ分別クイズ、リサイクルセンターで熟成された完熟たい肥の無料配布を行っています。令和6(2024)年度は、11月9日(土)、11月10日(日)に開催され、2日間で1036名の方が来場しました。

(4) 施設見学等の受け入れ

総合リサイクルセンターとクリーンセンターでは、中学生の職場体験の受け入れや、施設見学を行っています。職場体験については、総合リサイクルセンター2団体/11名、クリーンセンター2団体/9名を受け入れました。施設見学については、総合リサイクルセンターは3団体/見学者48名、クリーンセンターは41団体/見学者1,444名(団体視察等も含む)、自由見学者4,341名が来場しました。

(5) ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行

ごみの減量に関する啓発を目的に、ごみ減量情報紙「西砂からの風」を年2回程度発行しています。

これらは延べ13,700部発行し、市の施設41か所に置くほか、自治会を通じて配布されました。

(6) 「ベランダたい肥づくり」への取り組み

生ごみ減量への取組みの一環として、総合リサイクルセンターで生産したたい肥の素を、粗大ごみ等で排出された衣装ケースを再利用してお渡しし、ベランダなど比較的狭いスペースでもできるたい肥づくりへの取組みとして、令和6(2024)年度は169世帯の方にお渡ししました。

8 クリーンセンター関連

(1) 燃やせるごみの処理

① クリーンセンターの管理運営

市内より排出された燃やせるごみを、適切な運転管理のもとで適正に焼却処理しました。

また、排ガス中のダイオキシン類やその他の規制物質の測定値は、いずれも基準値以下でした。

【ダイオキシン類測定値】

(単位: $\frac{\text{ナノグラム}}{\text{ng}} - \text{TEQ} / \frac{\text{ナノグラム}}{\text{m}^3\text{N}}$) ※ $1 \frac{\text{ナノグラム}}{\text{ng}} = 10 \text{億分の} 1 \frac{\text{グラム}}{\text{g}}$

1号炉	5月1日	6月3日	7月1日	8月1日	10月1日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	自主規制値	
	0.00014	0.0035	0.000059	0.000038	0.00064	0.00012	0.00047	0.00011	0.00015		0.01以下
2号炉	4月1日	5月2日	7月2日	8月2日	9月2日	10月2日	12月3日	1月7日	2月4日	3月10日	自主規制値
	0.00020	0.000063	0.0010	0.000018	0.00084	0.00081	0.0013	0.00027	0.00071	0.0022	0.01以下

② 事業系一般廃棄物の搬入物検査

クリーンセンターの安全・安定した稼働の確保と事業系ごみ減量施策の一環として、事業系ごみの検査を行いました。令和7(2025)年1月より「可」または「不可」による評価に変更しています。

A:良好

B:口頭指導(資源・搬入不適物の微量混入)

C:要指導(資源・搬入不適物の混入、口頭指導で改善がみられない)

D:要改善(資源・搬入不適物の多量混入、指導書によっても改善がみられない)

【ごみ検査実績】

令和6(2024)年12月まで

評価	A	B	C	D	計
検査台数	55	16	137	0	208
比率	26.4%	7.7%	65.9%	0%	100%

【ごみ検査実績】

令和7(2025)年1月以降)

評価	可	不可	計
検査台数	47	28	75
比率	62.7%	37.3%	100%

(2) ごみ埋立・エコセメント化に関する事業

東京たま広域資源循環組合は、多摩地域25市1町の自治体で構成され、日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場と東京たまエコセメント化施設を運営しています。本市も同組合の構成団体の一つです。

令和6(2024)年度は、焼却残さ3,078トン搬入し、エコセメントの原料として再生利用されました。

(3) 周辺環境整備対策

クリーンセンター周辺の大気中におけるダイオキシン類の測定を、5月、8月、11月、2月の4回実施しました。

その他の周辺環境として、一酸化炭素や窒素酸化物などについても4回測定しました。いずれの結果も環境基準以内でした。

【大気中ダイオキシン類測定値】 (単位: pg-TEQ/m^3) $1\text{pg}=1\text{兆分の}1\text{g}$

調査地点	5月	8月	11月	2月	年平均	環境基準
立川市クリーンセンター	0.0050	0.0063	0.0079	0.0066	0.0065	0.6以下
立川市立上砂川小学校	0.0047	0.0084	0.010	0.0045	0.0069	
立川市立大山小学校	0.0077	0.0099	0.0077	0.0078	0.0083	
立川市役所	0.0039	0.0074	0.011	0.0040	0.0066	
昭島市立東小学校	0.0056	0.0093	0.0082	0.0058	0.0072	
昭島市立つつじが丘小学校	0.0055	0.0074	0.011	0.0077	0.0079	

(4) 有価物の売却(羽毛布団等)

クリーンセンターへ持ち込まれる羽毛布団に含まれる羽毛について、令和6(2024)年度は2トンが資源物として売却されました。

9 総合リサイクルセンター関連

(1) 処理施設の運転管理・施設整備

総合リサイクルセンターの機械設備等については、保守点検と改修工事等を行い、安定稼動に努めています。しかしながら現在、竣工から29年が経過し、老朽化による機械設備等の故障も多くなってきたため令和2(2020)年度に施設の長寿命化計画を策定しました。

令和6(2024)年度は下記の工事を実施し、今後も資源化率がより高い施設を目指します。

◆不燃物コンベア改修工事(80,850,000円)

(2) せん定枝資源化事業

総合リサイクルセンターでは、せん定枝の市内循環型リサイクルを進めることを目的に、平成15(2003)年度からせん定枝資源化事業を開始しました。

この事業により、これまで燃やせるごみとして処分していたせん定枝は、今では「たい肥の素」として資源化され農家や家庭菜園などに有効活用されていますが、ここに至るまでにはいくつもの工程があります。

まず、家庭から収集された時に、枝を束ねているひもや袋など異物を取り除いた後、直径約8mm程度に破碎され、病院等の生ごみ前処理物と混ぜ合わせます。

次に切り返しを行い、空気を含ませることで、更なる発酵を促します。

発酵中のたい肥の素の温度は約70℃まで高まるため、害虫等は自然駆除されこの発酵が落ち着くと、いよいよ配布可能な状態となります。

なお、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、たい肥の素内の放射線量測定を行っていましたが、現在では東京都通知により令和2(2020)年9月以降、過去3年間の暫定許容値以上の放射性セシウムが未検出で、収集・処理方法にも変更ない場合は、これを省略してよいということになっています。

(3) リサイクル品販売所の運営支援

総合リサイクルセンターでは、シルバー人材センターと協定し、粗大ごみ等として出された家具や雑貨、自転車などを、シルバー人材センターが修理・クリーニングのうえ展示販売しています。令和6(2024)年度は15,426点で10,119,420円を販売し、リユース(再使用)を進めました。

第3部 資料

I 資料

○年表

年 月	内 容
明治14(1881)年	郡区町村編成法により、柴崎村が立川村となる
明治33(1900)年4月	汚物掃除法施行
大正12(1923)年	立川村が立川町となる
昭和15(1940)年12月	立川町が立川市となる
【この頃の分別】昭和20年代前半(1950)までは、塵芥(ちりあくた)は窪地に埋め立て、厨芥(生ごみ)は家畜の飼料に、し尿は畑の肥料等に使っていた。	
昭和27(1952)年9月	砂川町川越道東(現・若葉町)に塵芥焼却場(処理能力:15t/日(バッチ式))が完成
昭和29(1954)年7月	清掃法施行
昭和33(1958)年1月	立川・昭島衛生処理組合(後の立川・昭島衛生組合)が発足
昭和34(1959)年7月	立川・昭島衛生処理組合のし尿処理場が完成し、操業を開始
昭和37(1962)年11月	塵芥焼却場に焼却炉1基(処理能力:7.5t/日(バッチ式))を増設
【この頃の分別】塵芥(ちりあくた)は焼却、厨芥(生ごみ)は家畜飼料と埋め立て、危険物(空缶、空びん)も埋め立てていた。	
昭和38(1963)年4月	1世帯1か月30円であった一般家庭のごみ収集を無料に
昭和38(1963)年5月	立川市と砂川町が合併
昭和39(1964)年6月	塵芥焼却場新混合焼却炉(処理能力:35t/日(バッチ式))が完成
昭和39(1964)年7月	ポリバケツによる定時混合収集方式を開始
昭和40(1965)年1月	塵芥焼却場旧炉(処理能力:22.5t/日(バッチ式))を改修
【この頃の分別】塵芥と厨芥は混合収集し焼却処理、危険物は自治会設置のドラム缶へ排出し、収集の後に埋め立てていた。	
昭和41(1966)年12月	瑞穂町で危険物と焼却灰の埋め立てを開始
昭和43(1968)年5月	塵芥焼却場新型焼却炉(処理能力:90t/日×2基(全連続式))が完成
昭和45(1970)年12月	清掃法を全面改正した廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
昭和46(1971)年4月	衛生課から清掃課を分離独立
昭和46(1971)年12月	市配布の紙袋によるごみ収集を開始
昭和46(1971)年 ～47(1972)年	危険物容器(φ50×57H)を市内1,200か所に設置
【この頃の分別】(燃やせる)ごみは週3回、危険物(燃やせないごみ)は週2回(火木)収集、大型ごみは有料(5円/kg)戸別収集、ごみに含まれるビニール類が焼却炉を傷め、有毒ガスを発生させるので問題となる。	
昭和47(1972)年5月	清掃条例を廃棄物の処理及び清掃条例に改正、事業者は自己処理が原則に
昭和47(1972)年9月	危険物収集車の爆発事故で委託業者の作業員2名が負傷
昭和48(1973)年1月	ごみ量の急増により、焼却能力と埋立地の残余スペースが不足し、ごみ問題が顕在化
昭和49(1974)年1月	羽村・瑞穂町で危険物と焼却灰の埋め立てを開始
昭和49(1974)年4月	石油危機による紙不足のため、無料配布の紙製ごみ袋が1世帯1か月6枚から4枚になる
昭和49(1974)年6月	家庭用ごみ焼却器購入補助金制度を開始

年 月	内 容
昭和50(1975)年4月	無料配布の紙製ごみ袋が1世帯1か月4枚から3枚になる
昭和50(1975)年10月	羽村・瑞穂町のごみ穴公害問題で5日間投棄中断、各市の職員が消毒及び24時間の不法投棄監視を行う
昭和51(1976)年3月	塵芥焼却場で洗煙排水処理装置が完成
昭和51(1976)年4月	羽村・瑞穂町のごみ穴周辺住民のごみ投棄差し止め請求を東京地方裁判所八王子支部に提出
【この頃の分別】可燃物は月水金または火木土、不燃物は火木に集積所方式で収集、不燃物は羽村町の中継地で選別の後、埋め立てていた。	
昭和51(1976)年8月	ごみ収集用紙袋の無料配布廃止
	羽村・瑞穂町のごみ穴周辺住民と多摩地区13市が和解、埋め立て期間は昭和52(1977)年5月までとなる
昭和51(1976)年10月	羽村・瑞穂町のごみ穴の管理のため多摩地区9市で東京都市廃棄物処分地管理組合を設立
	自治会等に対する廃品回収の実態調査を実施
昭和51(1976)年11月	塵芥焼却場周辺の環境調査を実施
昭和52(1977)年5月	資源再生利用補助金制度を開始(古紙2円/kg、一升びん3円/kg、ビールびん2円/本、その他びん1円/本、鉄類1円/kg)
	羽村・瑞穂町と東京都市廃棄物処分地管理組合が5月末までの埋め立て期間を7月に延長することで合意
昭和52(1977)年7月	瑞穂町の中継地が閉鎖
昭和52(1977)年8月	泉町の不燃物中継地が稼働開始
昭和53(1978)年4月	廃棄物処理及び清掃条例を改正し、事業ごみ手数料を引き上げ
昭和54(1979)年4月	資源再生利用補助金単価を引き上げ(古紙・布3円/kg、一升びん3円/kg、ビールびん2円/本、その他びん1円/本、鉄類2円/kg)
昭和54(1979)年10月	清掃工場(処理能力:90t/日×2炉=180t/日(全連続式))が完成(名称を塵芥焼却場から変更)
昭和55(1980)年2月	羽村町地元関係団体と東京都市廃棄物処分地管理組合が、ごみ最終処分地にかかる公害防止協定を締結
昭和55(1980)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布3円/kg、一升びん4円/kg、ビールびん3円/本、その他びん2円/本、鉄類2円/kg)
昭和55(1980)年11月	羽村町の廃棄物最終処分場(同町五ノ神字武蔵野347-1外、面積21,000㎡、深さ17m)に搬入を開始、使用期限3年間
昭和55(1980)年11月	多摩地域の27市町で組織する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
昭和56(1981)年4月	ごみ収集日を同一町内は同一日に一本化
【この頃の分別】燃えるごみは月水金または火木土、燃えないごみは月木または火金、水士	
昭和57(1982)年4月	資源再生利用補助金単価を改定、月別申請を年3回申請に変更(古紙・布・鉄類3円/kg、びん3円/本、アルミ缶30円/kg)
昭和57(1982)年5月	市内全域で市民が道路や公園などを一斉清掃する「ごみゼロ運動」が開始
昭和59(1984)年2月	乾電池や蛍光灯などを有害ごみとして分別収集を開始、有害ごみ収集用のビニール袋を配布

年 月	内 容
昭和59(1984)年4月	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場(面積22ha)に搬入を開始
昭和59(1984)年4月	資源再生利用補助金の対象に廃食用油が加わり、単価は3円/L
昭和59(1984)年10月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分場組合による乾電池共同処理を開始
昭和63(1988)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類6円/kg、びん6円/本、廃食用油6円/L、アルミ缶30円/kg、)
平成元(1989)年1月	生ごみ堆肥化容器購入補助事業のモニターを募集、59世帯が応募
平成元(1989)年8月	ごみ処理基本計画を策定(計画年次:1(1989)~15(2003)年度)
平成2(1990)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類9円/kg、びん9円/本、廃食用油9円/L、アルミ缶30円/kg、)
平成2(1990)年8月	ごみ対策市民委員会(市民団体代表、委託業者、清掃工場周辺住民、学識経験者など15名、任期は2年)が発足
平成2(1990)年9月	生ごみ堆肥化容器購入補助制度を開始 小学校におけるあき缶回収事業(2(1990)年度は試行的に第七小学校から始め、4(1992)年度までに全小学校にあき缶回収ボックスを設置)を開始
平成2(1990)年12月	紙資源回収の試行を実施
平成3(1991)年2月	ごみ処理基本計画を改訂
平成3(1991)年5月	資源再生利用補助金の対象に牛乳パックが加わり、単価は9円/kg 申請回数を年3回から年6回に
平成3(1991)年7月	紙資源回収事業を開始
平成3(1991)年8月	資源ごみ分別収集のモデル事業を市内4団地で実施 分別収集した紙ごみから作成したオリジナルトイレットペーパー「レッツリサイクル」を市関連公共施設で使用開始
平成3(1991)年10月	あき缶プレスカーの運行を開始
平成4(1992)年7月	清掃工場にシュレッダーを設置し、市内事業所から排出されるOA用紙類をオリジナルトイレットペーパーの原料として活用
平成4(1992)年9月	泉町の不燃物中継地を閉鎖し、不燃ごみ分別・資源化施設として一番町のリサイクルセンター(処理能力:30t/H)が稼働開始
平成4(1992)年12月	資源ごみ(かん、びん、金属類)の分別収集を開始
平成5(1993)年4月	オリジナルトイレットペーパー「レッツリサイクル」(1パック(6ロール入り)450円)を一般市民向けに販売を開始
平成5(1993)年9月	レッツリサイクルの品質を向上させ、愛称を市民公募して「里がえり」と名称変更
平成5(1993)年10月	立川市廃棄物及び再利用促進条例を施行
平成5(1993)年12月	総合リサイクルセンター(仮施設)を西砂町に開設し、清掃工場からシュレッダーを移設
平成6(1994)年4月	清掃工場に持ち込まれる事業系ごみの処理料金を改定(12円/kgから20円/kgに値上げ)
平成6(1994)年8月	生ごみ堆肥化のためのEM菌モニターを募集(EM菌と専用堆肥化容器を281名の市民に配布し、アンケートを実施)
平成6(1994)年10月	少量排出事業者向けの専用指定袋が使用開始となり、事業系ごみは自己処理が原則に

年 月	内 容
平成7(1995)年1月	ごみ減量協力員223名を委嘱
	阪神大震災支援事業として兵庫県西宮市に職員を派遣し、物資を提供するとともに、現地のごみ収集作業に従事
	缶・びんなどを回収するリサイクルポストを公共施設や団地、マンションなどに設置を開始
平成7(1995)年5月	オリジナルトイレ紙「里がえり」を450円から395円に値下げ
	リサイクルポストの設置を一般の住宅地などへ順次拡大
平成8(1996)年3月	一番町のリサイクルセンターを閉鎖
平成8(1996)年4月	西砂町の総合リサイクルセンター(処理能力:不燃ごみ40t/日、粗大ごみ10t/日、缶類10t/日、カレット13t/日、古紙類11t/日、合計84t/日)が稼働開始
平成8(1996)年7月	総合リサイクルセンターにカレット砂化システムを設置
平成8(1996)年10月	ごみ収集方式を変更 ① プラスチック・ビニール類、びん・缶・紙・布類など資源物の分別収集を開始(13分別) ② 国民の祝日も収集実施 ③ 町別の収集方式から市内を南北二つの地区(南地区:富士見・柴崎・錦・羽衣・曙・高松、北地区:緑・栄・若葉・幸・柏・泉・砂川・上砂・一番・西砂)に分けた収集方式へ ④ ごみを出すときは透明か半透明の袋で
平成9(1997)年4月	清掃工場新炉増設工事が完了(処理能力:90t/日×2炉=180t/日(全連続式)、100t/日×1炉=100t/日(全連続式))
	総合リサイクルセンターの油化還元施設において、プラスチック廃棄物リサイクル実証事業(共同研究)を開始
	油化還元施設で火災が発生し、運転中止
	カレット砂化システムが稼働開始
	総合リサイクルセンタープラザ棟1Fでリサイクル品の展示販売を開始
	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類10円/kg、びん10円/本、廃食用油10円/L、アルミ缶50円/kg、)
平成9(1997)年9月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:9(1997)~20(2008)年度)
平成10(1998)年2月	総合リサイクルセンター油化還元施設が再稼働
平成10(1998)年3月	第1回総合リサイクルセンターまつりを開催、約2,000人が来場
平成10(1998)年9月	プラスチック廃棄物リサイクル実証事業が終了(11(1999)年3月まで追補研究)
平成10(1998)年11月	総合リサイクルセンターまつりの名称を一般公募により「くるくるまつり」に変更して開催
平成11(1999)年11月	新聞紙と折込みチラシの混合収集を開始
平成12(2000)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類9円/kg、びん9円/本、廃食用油9円/L、アルミ缶50円/kg、)
平成12(2000)年9月	総合リサイクルセンター油化還元施設が完全停止し、プラスチック・ビニールは容器包装リサイクル法のルートによる再資源化へ

年 月	内 容
平成12(2000)年10月	<p>ごみ収集方式を変更</p> <p>① 粗大ごみ収集の全面有料化</p> <p>② ペットボトルの収集日を設定し、分別収集を開始(14分別)</p> <p>③ 定期的し尿汲み取りを申込制とし、手数料をし尿処理券(シール)購入による支払い方式とする</p>
平成13(2001)年3月	少量排出事業者の専用指定袋にプラスチック・ペットボトル用を追加し、可燃用と不燃用を合わせて3種類に
平成13(2001)年4月	家電リサイクル法施行に伴い家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)を粗大ごみ対象品目から外す
平成14(2002)年1月	オリジナルトイレットペーパー「里がえり」を395円から380円(税別)に値下げ
平成14(2002)年8月	ごみ収集車に天然ガス車を導入
平成14(2002)年10月	1日10kg以上搬入の事業者ごみ手数料を変更(20円/kgから30円/kgに値上げ)
平成14(2002)年12月	少量排出事業者(1日平均10kg未満)向けの専用指定袋の価格を1枚につき250円、1か月の販売枚数30枚以内に変更
平成15(2003)年6月	カラス防止ネットの配布を開始
平成15(2003)年8月	せん定枝再資源化事業を開始
平成15(2003)年12月	<p>ごみ処理基本計画を改定(計画年次:15(2003)~26(2014)年度)</p> <p>資源有効利用促進法に基づきパソコンの粗大ごみ収集が廃止となり、メーカー回収となる</p>
平成17(2005)年3月	立川・昭島衛生処理組合が解散
平成17(2005)年4月	バイクの粗大ごみ収集が廃止となり、メーカー回収となる
平成18(2006)年7月	ごみ集積所やリサイクルポストにおける新聞などの紙類や空缶の持ち去り対策のため、通常のパトロールに加え、立川警察署の協力のもとに早朝パトロールを実施
平成18(2006)年10月	多摩地域9市の市長による広域連携サミットにおいて合意した資源物抜き取り防止パトロールを9市が一斉に実施
平成19(2007)年4月	<p>南地区で収集された紙・布資源について、総合リサイクルセンターを経由せず、直接資源再生業者にへ搬入する方式に変更</p> <p>資源再生利用補助金の対象から牛乳パックと廃食用油が除外され、アルミ缶以外の金属がスチール缶に限定される 申請回数が年6回から年4回に</p>
平成19(2007)年10月~12月	新聞・折込チラシの収集日(第一水曜日)に、抜き取り防止のため、立川警察署の協力のもとに職員による早朝パトロールを実施
平成20(2008)年3月	ごみ処理優良事業者認定制度が始まり、37事業者を認定
平成20(2008)年4月	せん定枝の定期収集を開始(15分別に)
平成21(2009)年1月	せん定枝の毎週収集を開始
平成21(2009)年3月	広報たちかわ3月10日号に「ごみの現状 非常事態!燃やせるごみ減量待ったなし」というタイトルの記事を掲載し、「燃やせるごみ5年で50%減量」を目標に掲げる
平成21(2009)年3月~4月	ごみ処理基本計画改定に向けた基礎データを得るため、ごみ組成分析等調査を実施

年 月	内 容
平成21(2009)年4月	環境下水道部内にごみ減量化担当部長及びごみ減量化担当主幹を新設 ごみ減量化担当部長は、ごみ対策課・清掃事務所・ごみ減量化担当主幹の事務を統括し、「燃やせるごみ5年で50%減量」の実現に向けた組織体制を強化した
平成21(2009)年7月	生ごみ処理機器購入費補助金制度を開始 雑誌・本・雑がみ(紙)の収集を月1回から月2回へ
平成21(2009)年9月	ごみ減量・地域説明・意見交換会を開始(3月末までに、81団体から開催の申し込みがあり、約2,800名が参加)
平成22(2010)年1月	家庭ごみの収集方式を変更 ① 紙資源の収集を月1回から隔週へ ② 容器包装プラスチックとその他のプラスチックをそれぞれ週1回収集にし、分別収集を開始(16分別) ③ ペットボトルの収集を月2回から週1回へ
平成22(2010)年5月	ごみ処理基本計画を抜本的に改定(計画年次:22(2010)~36(2024)年度)
平成22(2010)年7月	ごみ検査機による事業系一般廃棄物の受入検査を実施 多量排出事業者を対象として燃やせないごみ、粗大ごみ、資源(白古紙、せん定枝を除く)の受入制限を実施
平成22(2010)年10月	ごみ減量情報紙「西砂からの風」創刊(隔月発行)
平成23(2011)年2月	大山団地において、生ごみ分別・資源化モデル事業を実施(26(2014)年3月まで)
平成23(2011)年4月	資源物の持ち去り行為防止体制の強化のため、立川警察署、検察庁立川支部との間で協議を行い、連携を強化
平成23(2011)年5月	ごみゼロ運動を見直し、全市一斉マイバッグ週間を実施 東日本大震災支援事業として職員を宮城県仙台市へ派遣し、現地のがれきり処理作業等に従事
平成23(2011)年7月	事業系白古紙の受入制限を実施
	小規模集合住宅対策を開始
	事業系し尿の収集を委託収集から許可業者による収集に変更し、し尿処理5,000円券を廃止
	オリジナルトイレトーパー「里がえり」について、製造事業者との間で商標権等に関する覚書を締結
	1,000円券一種類だった粗大ごみ処理券に300円券を追加。10ポイントを超える収集の場合に利用でき、細かいポイントに対応できるようになった
平成24(2012)年1月	北地区で収集された紙・布資源についても、総合リサイクルセンターを経由せず、直接資源再生業者へ搬入する方式に変更
平成24(2012)年3月	ごみ減量化担当主幹を廃止
平成24(2012)年4月	更なるごみ減量のため、ごみ減量推進課を新設
平成24(2012)年7月	動物死体処理手数料を変更 (持込1,500円から3,000円、収集2,000円から4,000円に値上げ)
平成25(2013)年2月	清掃工場の移転先候補地を発表
平成25(2013)年3月	立川市廃棄物処理及び再利用促進条例が改正され、25年11月より家庭ごみの戸別収集・有料化を実施へ

年 月	内 容
平成25(2013)年7月	小型家電リサイクル法施行に伴う使用済小型家電の分別回収を実施 (市内3カ所に回収ボックスを設置)
平成25(2013)年10月	指定収集袋販売開始(初回取扱店舗数169店舗)
	戸別収集・有料化向け臨時コールセンター開設(11月まで)
	戸別収集・有料化後の収集カレンダー、分別ハンドブック及び試供品の燃やせるごみ指定収集袋10ℓ1ロール(10枚組)を全戸配布
	リサイクルポスの撤去を開始
	少量排出事業者向けの事業系専用指定袋のデザイン及び価格を改定(1枚250円→1枚330円(税別))従来品との交換も同時に開始(26(2014)年3月まで)
	市民による燃やせるごみ及び燃やせないごみの持ち込みが激増
平成25(2013)年11月	家庭ごみの戸別収集・有料化を実施(14分別)
	家庭ごみ持込手数料の改定(100kg未満の減免規定の撤廃)
平成26(2014)年3月	ごみ減量推進課を廃止
平成26(2014)年4月	清掃工場移転問題対策担当主幹を新設
平成26(2014)年8月	大山団地において、生ごみ分別・資源化事業を開始
平成26(2014)年11月	ごみ持込手数料の改定(家庭ごみ30円/kg;事業系ごみ40円/kgへ)
	市有集積所跡地の売却を開始
平成27(2015)年2月	都内で初めて宅配便を活用した小型家電の回収サービスをリネットジャパン株式会社(国の認定事業者)と協定締結し、立川市内で実施
平成27(2015)年6月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:平成27(2015)～平成36(2024)年度)
平成27(2015)年7月	事業系ごみの搬入物検査を強化
平成27(2015)年8月	立川駅北口公衆便所が、再開発に伴い仮設トイレから臨時トイレへ移行
平成27(2015)年12月	新清掃工場の市の基本的な考え方を示す「新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方」をまとめる
平成28(2016)年3月	清掃工場移転問題対策担当主幹を廃止
平成28(2016)年4月	新清掃工場準備室を新設
平成28(2016)年6月	立川駅北口公衆便所廃止
平成28(2016)年10月	立川駅南口公衆便所改修工事開始 仮設トイレへ移行
平成29(2017)年1月	立川駅南口公衆便所改修工事完了 供用開始
平成29(2017)年3月	「立川市新清掃工場整備基本計画」を策定
平成29(2017)年3月	オリジナルトイレトーパー「里がえり」事業終了
平成29(2017)年11月	立川市新清掃工場事業者選定審議会を設置
平成30(2018)年8月	ごみ分別アプリ運用開始
平成30(2018)年10月	立川市新清掃工場整備運営事業 入札告示
平成31(2019)年1月	立川市新清掃工場整備運営事業 入開札
平成31(2019)年1月	家庭ごみの収集方式を変更
	① プラスチックを「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」の2分別へ(16分別) ② びん・有害ごみ・せん定枝の収集を月2回から週1回へ

年 月	内 容
平成31(2019)年4月	スプレー缶の収集方式を変更 ①穴を開けずに収集 ②スプレー缶の収集日を設定し分別収集を開始(16分別)
平成31(2019)年4月	新清掃工場準備室の係名を調整係・建築係・設備係に変更
平成31(2019)年4月	新清掃工場整備運営事業について新清掃工場事業者選定審議会からの審査公表及び答申
令和元(2019)年6月	新清掃工場整備運営事業について事業者と基本契約等を締結
令和元(2019)年9月	家庭ごみ指定収集袋のばら売り及び切り離しセットについて市内6店舗で試行的に販売を開始
令和2(2020)年4月	ごみ対策課の係名を計画推進係・家庭ごみ減量係・事業系ごみ減量係・リサイクルセンター係に変更
令和2(2020)年6月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:令和2(2020)~令和6(2024)年度)
令和2(2020)年10月	粗大ごみインターネット受付開始
令和2(2020)年12月	家庭ごみ指定収集袋のばら売りについて本格実施に移行
令和2(2020)年12月	立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画を策定
令和3(2021)年6月	新清掃工場の施設名称が「立川市クリーンセンター」に決定
令和3(2021)年10月	清掃工場解体工事調査・設計等委託開始(2年間の債務負担行為)
令和4(2022)年4月	クリーンセンターの愛称を公募により「たちむにい」に決定
令和4(2022)年5月	ごみ出しサポートシール事業運用開始
令和4(2022)年6月	クリーンセンター運営基本方針「たちむにい宣言」策定
令和4(2022)年10月 ~12月	総合リサイクルセンタークレーン更新工事実施
令和4(2022)年11月	クリーンセンター焼却炉試運転に伴うごみの受け入れ開始
令和4(2022)年12月	清掃工場の焼却炉運転終了
令和5(2023)年3月	クリーンセンター運営開始、一般見学開始
令和5(2023)年3月	物価等高騰に対する臨時支援策として家庭用一般廃棄物指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)の全戸無料配布実施
令和5(2023)年5月	クリーンセンター団体見学開始
令和6(2024)年2月	旧清掃工場解体工事開始
令和6(2024)年10月	フードシェアリングサービス「おたすけタベスケ立川」を開始
令和6(2024)年10月	環境学習や災害時の対応として、たちむにいひろばを開設 開設イベントとして「第2回たちむにいフェスタ&環境フェア」を開催、同時に「足湯」をオープン
令和7(2025)年1月	家庭ごみの収集方式を変更 「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を「プラスチック」として週1回収集へ
令和7(2025)年1月	粗大ごみ収集の最低料金を1,000円から300円へ変更
令和7(2025)年1月	粗大ごみ収集手数料のオンライン決済を開始

一般廃棄物の処理計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度の一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和6年4月1日

立川市長 酒井大史

- 1 処理区域 立川市全域及び立川市多摩川緑地
- 2 一般廃棄物処理及び減量に関する基本方針
 - (1) ごみの適正処理の推進
 - (2) 分別収集の徹底
 - (3) 事業系廃棄物の自己処理及び分別排出の徹底
 - (4) 資源のリサイクルの推進
 - (5) 不法投棄の一掃
 - (6) し尿の衛生的な処理
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - (1) ごみ
 - ア 燃やせるごみ 生ごみ（資源化対象のものを除く。）、紙くず、繊維くず、皮革類、落葉、小枝、板きれ、紙オムツなど
 - イ 燃やせないごみ ゴム類、せともの類、再生できないガラス、金属・ガラスなど複数の材質の混合物など
 - ウ 資源
 - (ア) 容器包装プラスチック（ペットボトルを除く。以下同じ。）
 - (イ) 製品プラスチック
 - (ウ) ペットボトル
 - (エ) あき缶類
 - (オ) あきびん類
 - (カ) 新聞・折込チラシ
 - (キ) 段ボール・茶色紙
 - (ク) 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック
 - (ケ) 古布
 - (コ) せん定枝
 - (サ) スプレー缶
 - (シ) 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ
 - エ 有害ごみ 蛍光管、乾電池、水銀体温計など

- (2) 粗大ごみ 家具・建具類、家庭電化製品（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）に規定するもの）を除く。）、自転車など
- (3) し尿
- (4) 浄化槽汚でい等
- (5) 動物の死体
- (6) 適正処理困難物 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成 5 年立川市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定により、次のものを指定する。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 1 条に規定する特別管理一般廃棄物
 - イ 廃油
 - ウ 廃酸又は廃アルカリ
 - エ 塗料類
 - オ ガスボンベなど爆発のおそれのあるもの
 - カ 消火器
 - キ 自動車又はその部品
 - ク オートバイ又はその部品
 - ケ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令に規定するパーソナルコンピュータ
 - コ 特定家庭用機器再商品化法施行令に規定する特定家庭用機器
 - サ 蓄電池
 - シ コンクリート片、れんがなど
 - ス 土砂、石など
 - セ 家屋又はその配線、配管の改修等から発生する木材、電線、配水管、建物設備など
 - ソ ピアノ
 - タ ビルピット汚でい（し尿混じりのものを除く。）
 - チ その他市長が指定したもの

4 収集、運搬及び処分計画

(1) ごみ及び粗大ごみ

ア 収集及び運搬の方法

(ア) 一般家庭から排出されるもの

- A 燃やせるごみ 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（平成 5 年立川市規則第 53 号。以下「規則」という。）第 12 条の 4 第 1 項に規定する燃やせるごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 2 回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者（以下「委託業者」という。）が収集及び運搬をする。ただし、以下に

定めるものについては、燃やせるごみ専用袋のほか、透明又は半透明の袋（容量 45 リットルまでのものに限る。以下同じ。）に収納することもできるものとする。

a 落ち葉及び雑草等（規則第 19 条第 1 項第 3 号イに掲げるものをいう。）

b 育児、介護等に使用したおむつ（規則第 19 条第 1 項第 3 号ウに掲げるものをいう。）

B 燃やせないごみ 規則第 12 条の 4 第 1 項に規定する燃やせないごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

C 資源

a 容器包装プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

b 製品プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

c ペットボトル 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

d あき缶類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

e あきびん類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

f 新聞・折込チラシ ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

g 段ボール・茶色紙 ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

h 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック ひもで束ねるか、紙袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

i 古布 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

j せん定枝 ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

k スプレー缶 中身を使い切り、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が

収集及び運搬をする。

D 有害ごみ 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、委託業者が収集及び運搬をする。

E 粗大ごみ あらかじめ届出のあったものを、随時、委託業者等が戸別に収集及び運搬をする。ただし、同一世帯における収集は、1か月以上の間隔をあけて行うものとする。

F AからDまでにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、次のとおりとする。

a 戸建住宅の場合 住宅への出入口など住宅の敷地内で道路付近にあり、かつ、収集に支障のない場所とする。ただし、住宅の敷地が道路に接していない場合、その他住宅の敷地内に適当な場所を定めることが困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。

b 集合住宅の場合 集合住宅の敷地内で、収集に支障のない場所とする。なお、当該集合住宅の占有者は、建物又は共用階段ごとにまとめ、同一の場所に排出するものとする。

(イ) 規則第12条の4第2項に規定するボランティア袋を用いて排出するもの

A 燃やせるごみ 規則第12条の4第2項に規定する燃やせるごみ専用ボランティア袋、(または燃やせるごみ専用ボランティア袋在庫が終了した場合は、燃やせないごみ等専用ボランティア袋を代用)に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、委託業者が収集及び運搬をする。

B 燃やせないごみ等 規則第12条の4第2項に規定する燃やせないごみ等専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、委託業者が収集及び運搬をする。

C A及びBにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、(ア)Fの例による。

(ウ) 事業者から排出されるもの

A 一日平均排出量10キログラム以上の事業者が排出するごみ 事業者が燃やせるごみ(3(1)ウ(カ)(キ)(ク)(ケ)のうち資源再生不可能な資源及び木製品の粗大ごみ含む)及びせん定枝を自ら収集及び運搬をするほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者(以下「許可業者」という。)が収集及び運搬をする。ただし、燃やせないごみ等の産業廃棄物の収集及び運搬は、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者に依頼する。

B 一日平均排出量10キログラム未満の事業者が排出するごみ 事業者が燃やせるごみ(3(1)ウ(カ)(キ)(ク)(ケ)のうち資源再生不可能な資源及び木製品の粗大ごみ含む)及びせん定枝を自ら収集及び運搬を

するほか、次の方法による。

- a 燃やせるごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせるごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。
- b 燃やせないごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせないごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。
- c 容器包装プラスチック・製品プラスチック・ビニール・ペットボトル 規則第 16 条の 2 に規定するプラスチック・ビニール・ペットボトル用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

なお、事業活動に伴って生じるごみは、既存の許可業者において適正な収集及び運搬が可能であることから、新規の一般廃棄物収集運搬業許可は、原則認めない。

- (エ) 適正処理困難物 排出者が各自、当該品目の製造、販売又は処分を行っている業者に回収を依頼する。

イ 処分の方法

(ア) 中間処理の方法

A 燃やせるごみ

- a 一般家庭から排出されるもの クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。
- b 事業者から排出されるもの クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。また、一部についてはオリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）へ運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。

- B 燃やせないごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理をし、資源を回収する。資源回収後の残さは、クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。また、必要に応じてオリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）へ運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。

C 資源

- a 容器包装プラスチック・製品プラスチック 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。選別後に発生した残さは、クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。また、必要に応じてオリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）へ運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。
- b ペットボトル 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- c あき缶類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、

資源を回収する。

- d あきびん類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - e 新聞・折込チラシ 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - f 段ボール・茶色紙 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - g 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - h 古布 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - i せん定枝 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、チップ化する。
 - j スプレー缶 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - k 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に規定する登録再生利用事業者等の資源化処理施設などに運搬し、たい肥又は飼料の原料とするなどして処理する。
- D 有害ごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、分別したのち、専門業者に処分を委託する。
- E 粗大ごみ
- a 再利用可能なもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬したのち、公益社団法人立川市シルバー人材センターに引き渡す。
 - b 再利用不可能なもので可燃性のもの 全量を総合リサイクルセンターとクリーンセンターにて破碎処理ののち、クリーンセンターで焼却処理をする。
 - c 再利用不可能なもので不燃性のもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理ののち、資源を回収する。資源回収後の残さは、クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。

(4) 最終処分の方法

A 焼却残灰

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に運搬し、エコセメント化する。また、必要に応じてばいじん（飛灰）はメルテック株式会社横須賀事業所（神奈川県横須賀市）へ運搬し、水洗浄処理後にメルテック株式会社本社工場（栃木県小山市）へ運搬する。焼却灰はメルテック株式会社本社工場に運搬し、水洗浄処理後のばいじんとともに熔融処理により石材及び熔融メタルを生成するなど再資源化する。

B 有害ごみ 専門業者に処分を委託する。

C 回収資源

a 容器包装プラスチック 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項に規定する分別基準適合物を、同法第21条第1項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に処分を委託する。

b 製品プラスチック 資源再生業者に売却処分する。

c ペットボトル 指定法人に処分を委託する。

d あき缶類 資源再生業者に売却処分する。

e あきびん類 資源再生業者に売却処分するか、又は指定法人に処分を委託する。

f アルミ類及び鉄類 資源再生業者に売却処分する。

g 紙類及び布類 資源再生業者に売却処分する。

h せん定枝 一定期間熟成した後、市民、農家等に頒布する。

i スプレー缶 資源再生業者に売却処分する。

(2) し尿及び浄化槽汚でい等

ア 収集及び運搬の方法

(ア) し尿

A 一般家庭から排出されるもの 申込みがあった戸別に、委託業者が収集及び運搬をする。

B 事業者から排出されるもの あらかじめ届出のあったものを、委託業者が戸別に収集及び運搬をする。

(イ) 浄化槽汚でい等 申込みがあった戸別に、浄化槽清掃の許可を受けた業者が収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 湖南衛生組合に運搬し、前処理希釈方式により処理をする。

(3) 動物の死体

ア 収集及び運搬の方法 占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、あらかじめ届出のあったものを、随時、委託業者が収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、全量をクリーンセンターに運搬し、保管したのち、専門の業者に焼却処分を委託する。

5 発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

ア 発生量の見込み 40,043トン

(ア) 一般家庭から排出されるもの

A 燃やせるごみ 17,950トン

B	燃やせないごみ	2, 722トン
C	資源(ごみ)	12, 685トン
D	粗大ごみ	1, 589トン
E	有害ごみ	74トン
	計	35, 020トン
(イ)	事業者から排出されるもの	
A	燃やせるごみ	4, 533トン
B	燃やせないごみ	87トン
C	資源(ごみ)	247トン
D	粗大ごみ	156トン
	計	5, 023トン
イ	処理量の見込み	43, 392トン
(ア)	中間処理量	
A	焼却量	26, 699トン
B	資源回収量	13, 301トン
C	その他	43トン
	計	40, 043トン
(イ)	最終処分量 焼却残灰	3, 349トン
(2)	し尿及び浄化槽汚でい等	
ア	発生量の見込み	
(ア)	し尿	193キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	80キロリットル
	計	273キロリットル
イ	処理量の見込み	
(ア)	し尿	193キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	80キロリットル
	計	273キロリットル
(3)	動物の死体	
ア	発生量の見込み	778体
イ	処理量の見込み	778体
6	廃棄物処理施設の能力	
(1)	ごみ焼却処理施設(単独処理施設)	
	立川市クリーンセンター	
	処理能力	120トン/24時間(60トン/24時間×2基)
(2)	不燃ごみ及び資源処理施設(単独処理施設)	
	立川市総合リサイクルセンター	
	処理能力	73トン/日(5時間)
	処理能力内訳	

ア	不燃ごみ及び粗大ごみ	10トン/日 (5時間)
イ	容器包装プラスチック、製品プラスチック及びペットボトル	40トン/日 (5時間)
ウ	缶類	10トン/日 (5時間)
エ	カレット	13トン/日 (5時間)

(3) せん定枝資源化施設

立川市総合リサイクルセンター内に設置

処理能力 3トン/日 (5時間)

(4) 最終処分施設 (共同処理施設)

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設

処理残さ 埋立容量 250万立方メートル

焼却灰 エコセメント化施設 300トン/24時間

(5) し尿処理施設

湖南衛生組合において処理

処理能力 4.1キロリットル/日 (8時間)

7 市民及び事業者の協力義務

(1) 市民の協力義務

ア 排出抑制

イ 分別排出の徹底

ウ 集積場所の清潔の保持

エ 再生品の使用及び不用品の活用

オ 地域集団回収への積極的参加

(2) 事業者の協力義務

ア 排出抑制

イ 自己処理及び分別排出の徹底

ウ 長期的に使用可能な製品の開発及び修理・回収体制の確保

エ 再生資源及び再生品の活用

オ 過剰包装の抑制

カ 事業用大規模建築物における減量及びリサイクルの推進

8 収集又は運搬の禁止等に係る基本的事項

(1) 条例第30条の2第1項に規定する所定の場所は、4(1)ア(ア)Fに定める場所とする。

(2) 条例第30条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から紙類、布類、あき缶類、あきびん類その他本計画に定める資源の収集又は運搬業務を受託した者とする。

(3) 条例第30条の2第1項の規定による収集又は運搬の禁止の対象となる資源は、3(1)ウ(ア)から(ケ)までに定めるものとする。